

国及び各都県における規定状況

※( )内は制定年度

内容	番号	規定項目	区分	静岡 (案)	国 (H21)	規定有 の 都県数	11都県の内訳										
							兵庫 (R1)	新潟 (R1)	高知 (R1)	滋賀 (H30)	山形 (H30)	東京 (H30)	愛媛 (H30)	香川 (H24)	鳥取 (H23)	熊本 (H22)	島根 (H22)
総則	1	1 目的	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	2 定義(実施機関、公文書、歴史公文書、特定歴史公文書、公文書等)	▲	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	3 法令等との関係	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公文書の 管理	4	1 作成	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	2 整理	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	3 保存	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	4 公文書ファイル管理簿	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	5 保存期間が満了したときの措置	▲	○	○	11	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
	9	6 職員の心構え	●	○		1										○	
	10	7 公文書の電子的な管理	○	○		2				○					○		
	11	8 管理体制の整備	○	○		1				○							
	12	9 管理状況の報告等	●	○	○	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	10 公文書管理規程	○	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歴史公文 書の保存 利用等	14	1 特定歴史公文書の保存等	▲	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	15	2 特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い	▲	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	16	3 利用請求の方法	○	○		6		○	○	○	○			○			○
	17	4 本人情報の取扱い	○	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	18	5 利用請求に対する決定等	○	○		6		○	○	○	○			○			○
	19	6 利用決定等の期限	○	○		6		○	○	○	○			○			○
	20	7 利用決定等の期限の特例	●	○		6		○	○	○	○			○			○
	21	8 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	●	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	22	9 利用の方法	○	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	23	10 費用負担	○	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	24	11 特定歴史公文書の利用の促進	●	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	25	12 移管元の実施機関による利用の特例	●	○	○	8		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	26	13 特定歴史公文書の廃棄	●	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	27	14 保存及び利用の状況の公表	●	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	28	15 規則への委任	●	○	○	5			○		○					○	○
審査請求	29	1 審査請求及び審査会への諮問	●	○	○	9		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	30	2 諮問をした旨の通知	●	○	○	8		○	○	○		○		○	○	○	○
	31	3 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	●	○	○	8		○	○	○		○		○	○	○	○
静岡県公 文書等管 理審査会	32	1 設置	●	○	○	5	○		○		○	○				○	
	33	2 組織	●	○	○	5	○		○		○	○				○	
	34	3 委員	●	○	○	5	○		○		○	○				○	
	35	4 規則への委任	●	○	○	5	○		○		○	○				○	
	36	5 審査事項	●	○	○	4			○		○	○				○	
	37	6 資料の提出等の求め	●	○	○	4			○		○	○				○	
その他の 規定	38	1 研修	●	○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39	2 刑事訴訟に関する書類等の取扱い	●	○		10	○	○	○	○	○			○	○	○	○
	40	3 組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置	●	○	○	3			○		○					○	
	41	4 県内市町の文書管理に関する県の責務	●	○		0											
	42	5 規則への委任	●	○		7	○	○		○		○		○	○		○
罰則	43	1 罰則	●	○		5			○		○		○		○		

↑ 区分欄の表示…○: 現行の規則等に規定有、▲: 一部規定有、●: 規定無